

平成27年3月31日
青森市総務部契約課

建設業者各位

本市発注工事における社会保険等未加入対策について（通知）

建設業の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）未加入対策について、国土交通省では、建設産業の持続的発展に必要な人材の確保等の観点から取り組んでいるところであり、建設業者の社会保険等の加入促進に向け、さらなる対策の強化を公表しているところです。

本市においても、これら国による対策の趣旨を踏まえ、下記のとおり社会保険等未加入対策を実施しますので、お知らせします。

本市発注の建設工事の入札等に参加を希望する業者で、社会保険等に未加入の業者は、以下の内容に十分留意し、早期に社会保険等への加入手続きを行ってください。

記

1 内 容

- ・平成28・29年度競争入札参加資格審査（平成28年1月12日～2月10日受付予定）における工事業者名簿への登録にあたっては、社会保険等への加入（適用除外の者を除く。）を条件にします。
- ・平成28年4月1日以降、下請契約を締結した際に提出する施工体制台帳の添付書類として、その一次下請契約に係る見積書の写しを追加することとし、提出された見積書に法定福利費が明示されていない場合は、元請業者に対して見積条件として提示するよう指導を実施することを予定しています。

担 当
総務部契約課工事等契約チーム
DI 017-734-5144 内線 4113